○農林水産省令第五十一号

農林水産技術会議令（昭和三十一年政令第百九十九号）第五条第二項の規定に基づき、農林水産技術会議事務局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月二十四日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

農林水産技術会議事務局組織規則の一部を改正する省令

農林水産技術会議事務局組織規則（昭和四十年農林省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（研究企画課の所掌事務） **第三条**　研究企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～十一　（略） 十二　重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律（令和八年法律第七十一号）の施行に関すること。 （研究推進課の所掌事務） **第四条**　研究推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～五　（略） 六　都道府県、民間事業者その他の者の行う農林水産業等に関する試験及び研究の指導及び助成に関すること（研究企画課の所掌に属するものを除く。）。 七　（略）	（研究企画課の所掌事務） **第三条**　研究企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～十一　（略） （新設） （研究推進課の所掌事務） **第四条**　研究推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～五　（略） 六　都道府県、民間事業者その他の者の行う農林水産業等に関する試験及び研究の指導及び助成に関すること。 七　（略）

附　則

この省令は、重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律の公布の日から施行する。

○農林水産省令第五十二号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第二項第七号及び第四十五条第一項の規定に基づき、種苗法施行規則及び品種登録規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月二十四日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

種苗法施行規則及び品種登録規則の一部を改正する省令

（種苗法施行規則の一部改正）

第一条　種苗法施行規則（平成十年農林水産省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（登録料の額等） **第十九条**　法第四十五条第一項の農林水産省令で定める額は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、同表の下欄に掲げる金額とする。 2～9　（略）	（登録料の額等） **第十九条**　法第四十五条第一項の農林水産省令で定める額は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、同表の下欄に掲げる金額とする。 2～9　（略）

各年の区分	金額
第一年から第九年まで	毎年　四千五百円
第十年から第四十年まで	毎年　三万円

各年の区分	金額
第一年から第九年まで	毎年　四千五百円
第十年から第三十年まで	毎年　三万円

（品種登録規則の一部改正）

第二条　品種登録規則（平成十年農林水産省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

別記様式第二号中

26年	27年	28年	29年	30年

を

26年	27年	28年
31年	32年	33年
36年	37年	38年

29年	30年
34年	35年
39年	40年

に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（令和二年改正法附則第五条に規定する登録料の第三十一年以降の各年分の額）

2　種苗法の一部を改正する法律（令和二年法律第七十四号）附則第五条の規定によりなお従前の例によることとされた登録料の額は、第三十一年から第四十年までについては、毎年三万六千円とする。